

令和2年第2回柳津町議会定例会会議録

第3日 令和2年6月12日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 磯 目 泰 彦	6番 松 村 亮	10番 齋 藤 正 志
2番 新井田 順 一	7番 田 崎 信 二	11番 伊 藤 昭 一
3番 伊 藤 純	8番 荒 明 正 一	
5番 岩 渕 清 幸	9番 鈴 木 吉 信	

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小 林 功	建設課長 横 井 伸 也
副 町 長 矢 部 良 一	保育所長 佐 藤 清 子
総 務 課 長 菊 地 淳 一	教 育 長 神 田 順 一
出 納 室 長 新井田 理 恵	教 育 課 長 金 子 佳 弘
町 民 課 長 杉 原 満	公 民 館 長 天 野 美 穂
地 域 振 興 課 長 鈴 木 秀 文	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 菊 地 淳 一 主 査 木 須 良 行

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1	報告第 1 号	総務文教常任委員会付託案件審査結果報告
日程第 2	議案第 5 7 号	柳津町税条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 5 8 号	柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 5 9 号	柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 6 0 号	令和2年度柳津町一般会計補正予算
日程第 6	議案第 6 1 号	令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

- 日程第 7 議案第 6 2 号 令和 2 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 8 議案第 6 3 号 令和 2 年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第 6 4 号 令和 2 年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第 1 0 議案第 6 5 号 令和 2 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 1 1 議案第 6 6 号 令和 2 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 1 2 議案第 6 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 3 議案第 6 8 号 スクールバスの購入について
- 日程第 1 4 報告第 1 号 令和元年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 1 5 報告第 2 号 会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について
- 追加日程第 1 議案第 6 9 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 2 議案第 7 0 号 令和 2 年度柳津町一般会計補正予算
- 追加日程第 3 議員提出議案第 1 号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第1号「総務文教常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田崎信二君。

○総務文教常任委員会委員長（登壇）

おはようございます。

報告第1号

総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

令和2年第2回柳津町議会定例会において本委員会に付託された陳情第1号について、令和2年6月11日に教育長・教育課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出を求める陳情について」は、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

令和2年6月12日

柳津町議会総務文教常任委員会

委員長 田崎信二

柳津町議会議長 伊藤昭一 殿

以上です。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの総務文教常任委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、総務文教常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第2、議案第57号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

議案第57号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、柳津町税条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

議案第57号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」補足してご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

今回の柳津町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律に基づき改正するものであります。

第1条のうち、附則第10条及び附則第10条の2の改正につきましては、地方税法の改正に伴う条ずれ等の整備のほか、一定要件を満たす中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例

措置について、法の規定により、特例率はゼロ以上2分の1以下の間で市町村が条例で定めることになっておりますので、柳津町としては、中小企業の投資意欲につながる可能性もあることから、特例率を最高のゼロと設定するものでございます。

次に、中ほどの附則第15条の2の改正につきましては、軽自動車税の環境性能割について、減税となる取得期間が令和3年3月31日まで延長される内容となっております。

次に、新たに追加されます附則第24条についてであります。この条文は、新型コロナウイルスの影響により令和2年2月から一定の期間において大幅な減収があった方の地方税について、徴収を猶予することができるよう地方税法等の特例が設けられたことに伴いまして、町税条例における規定を整備するものであります。徴収猶予自体は改正地方税法の成立をもって実施することが可能となっておりますので、既に町民の皆様にお知らせをしているところでございます。

次に、第2条につきましては、附則第10条及び附則第10条の2の改正につきましては、地方税法の改正により発生した条ずれ等に対応するための条文整理となっております。

3ページをお開きください。

新たに追加されます附則第25条に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、文化、芸術やスポーツイベントなどが中止となりました場合に、入場料等を支払いした観客等が主催者に払戻し請求を行わず放棄した場合、その金額が個人住民税における寄附金控除の対象となる内容となっております。

次に、第26条に関しましては、住宅ローンを借りて令和2年12月末までに入居した場合、住宅ローン控除の期間が13年となる特例がございしますが、新型コロナウイルスの影響により建築が遅れるなど、特例期限内に入居することができなかった場合も、一定の条件を満たす場合は期間特例13年の対象とすることができるという特例適用要件を弾力化する内容となっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する内容となっておりますが、第2条の規定につきましては、令和3年1月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第57号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第3、議案第58号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第58号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症により収入が著しく減少した被保険者等に係る保険料の減免の特例を規定するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第58号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」補足してご説明いたします。

5ページをお開きください。

柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感

染症により国保世帯に関わる主たる生計維持者の収入が減少した国民健康保険税の納税義務者について、国民健康保険税の減免をすることができるようにするために必要な改正をするものであります。

附則第13項につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少した国民健康保険税の納税義務者について、国民健康保険税の減免の特例について新たに追加するものであります。

なお、ただし書で、減免の対象となる国民健康保険税は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものに限り適用とするものであります。

附則といたしまして、公布の日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第58号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第4、議案第59号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第59号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いた

します。

本案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所得の少ない第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料を定め、また、新型コロナウイルス感染症により収入が著しく減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免申請書の提出期限の特例を規定するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第59号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」補足してご説明いたします。

7ページをお開きください。

柳津町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年10月の消費税率の引上げに伴い、国のさらなる軽減強化のための介護保険法施行令の一部改正によるもので、令和元年度におきましては、完全実施までの2分の1の軽減幅の基準を定めており、今般、消費税率10%引上げの満年度化に伴い、保険料軽減を完全実施することとなったため、当該低所得者の減額に係る基準が定められました。つきましては、柳津町介護保険条例第1号被保険者の低所得者層第1段階から第3段階までの保険料の減額賦課に関わる令和2年度の保険料を定めるために必要な改正をするものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が著しく減少した第1号被保険者等に関わる保険料の減免申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するために必要な改正をするものであります。

附則第9条につきましては、「令和元年度から令和2年度までの各年度における」を「令和2年度の」に改め、第1号被保険者の第1段階のものの保険料を、現行の2万4,300円から1万9,440円に改め減額するものであります。

同条第2項につきましては、第1号被保険者の第2段階のものになります。「令和元年度から令和2年度までの各年度における」を「令和2年度の」に改め、「2万4,300円」を「1万9,440円」に改め、現行の「4万500円」を「3万2,400円」に改め減額するものであ



ります。

同条第3項につきましては、第1号被保険者の第3段階のものになります。「令和元年度から令和2年度までの各年度における」を「令和2年度の」に改め、「2万4,300円」を「1万9,440円」に改め、現行の「4万6,980円」を「4万5,360円」に改め減額するものがあります。

次に、附則に附則第11条を追加し、附則第11条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免申請書の提出期限の特例に関する規定を定めるものであります。

なお、減免の対象となる介護保険料は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものに限り適用し、改正後の新型コロナウイルス感染症に関わる減免の申請書提出期限については別に定めるものであります。

附則としまして、公布の日から施行し、経過措置として改正後の附則第9条の規定は令和2年度の保険料から適用するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第59号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第5、議案第60号「令和2年度柳津町一般会計補正予算」

日程第 6、議案第 6 1 号「令和 2 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第 7、議案第 6 2 号「令和 2 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 8、議案第 6 3 号「令和 2 年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第 9、議案第 6 4 号「令和 2 年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

日程第 10、議案第 6 5 号「令和 2 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第 11、議案第 6 6 号「令和 2 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第 6 0 号、議案第 6 1 号、議案第 6 2 号、議案第 6 3 号、議案第 6 4 号、議案第 6 5 号、議案第 6 6 号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第 6 0 号「令和 2 年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人事異動等に伴う人件費と、国県補助金等の確定に伴う歳入歳出予算の補正であります。

次に、特別会計であります。

議案第 6 1 号「令和 2 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定で人事異動等に伴う人件費及び健康推進機器購入等に係る歳入歳出予算の補正であります。また、施設勘定で人件費及び診療所照明器具修繕等に係る歳出予算の補正であります。

次に、議案第 6 2 号「令和 2 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人事異動等に伴う人件費に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第 6 3 号「令和 2 年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人件費及びシステム改修等に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第64号「令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人件費に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第65号「令和2年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人事異動等に伴う人件費に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第66号「令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人件費及び緊急的な修繕に係る歳入歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

#### ○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

#### ○総務課長（登壇）

それでは、議案第60号から議案第66号まで補足してご説明いたします。

まず、今回の補正予算でございますが、主に4月の人事異動に伴います人件費の補正並びに共済費等の掛金率の改定に伴うもの、また、会計年度任用職員の確定に伴います報酬、共済費、旅費の補正となっております。

それでは、1ページをお開きください。

議案第60号「令和2年度柳津町一般会計補正予算（第3号）」でございます。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ466万4,000円を減額し50億2,162万8,000円とするものでございます。

地方債の補正といたしまして、第2条で「第2表 地方債補正」をお願いするものでございます。

5ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的の欄でございますが、広域消防負担金事業でございます。当初250万円で見えておりましたが、事業費の精査により20万円を増額し270万円とするものでございます。

8 ページをお開きください。

歳入になります。

分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金300万円の増です。これは、中山間地域総合整備事業に係ります受益者分担金でございます。事業費の5%となっております。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金で9万6,000円の増でございます。歳出のほうで児童手当のシステム改修経費が出てきますが、その経費の3分の2が補助金として入ってくるものでございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金238万6,000円の増でございます。農業費補助金で216万1,000円、中山間地域等直接支払補助金と農産振興事業補助金につきましては、補助金の確定による増減でございます。担い手づくり総合支援事業補助金につきましては、ニンクの加工施設整備に伴う県補助金でございます。林業費補助金で22万5,000円の増。これにつきましては、額確定による増となっております。

9 ページをお開きください。

県支出金、県委託金、総務費県委託金で65万1,000円の減でございます。これは全て交付決定による補正でございます。

財産収入、財産運用収入、財産貸付収入150万円の減でございます。これは新型コロナウイルスの影響によりまして町内の旅館等の収益が減少したため、会津柳津温泉開発株式会社より温泉使用料の減免申請を受けての減額補正でございます。

繰入金、基金繰入金、国際交流基金繰入金で580万円の減でございます。これは海外派遣事業中止による減額となっております。

諸収入、雑入、雑入で239万5,000円の減でございます。雇用保険料の負担金で5,000円の増。これは見込み増でございます。

10ページに移りまして、雑入で240万円の減。こちらにつきましては、コミュニティ助成事業ということで除雪機械を整備したいということで2行政区から申請が出されておりましたけれども、1地区のみ採択となりまして、1地区分を減額するものでございます。

町債、町債、消防債で20万円の増。こちらのほうは、先ほど地方債の補正で説明した分でございます。

11ページをお開きください。

歳出でございます。

議会費、議会費、議会費772万円の減。こちらのほうは給料、職員手当等でございますが、

人事異動等による減となっております。

総務費、総務管理費、一般管理費4,154万6,000円の減。給料、職員手当等、共済費につきましては主に人事異動及び共済費の率改定による減となっております。

12ページの負担金補助及び交付金で25万4,000円の増でございますが、人事給与システムに係る負担金でございます。

財政管理費で158万円の減。報酬で10万1,000円の減でございますが、会計年度職員の報酬でございますけれども、一部国勢調査費のほうで補助対象となることから減額しまして、統計調査費のほうに計上しております。共済費につきましては、会計年度職員の確定による増額となっております。積立金150万円の減でございますが、これは歳入のほうで説明しました財産収入150万円の減となるため、基金積立ても減額するものでございます。

企画費240万円の減。こちらにつきましては、これも歳入のほうでご説明しましたコミュニティ助成事業補助金でございます。2地区中1地区が不採択となったため減額するものでございます。

支所及出張所費732万8,000円の増でございますが、需用費で18万7,000円の増。これはゆきげ館の消耗品の増と光熱水費であります。当初の見込みより月当たりの費用がかかっているということで増額をお願いしたいということでございます。委託料593万1,000円。これは旧西山中学校体育館の解体工事の工事用道路の測量設計委託料でございます。現在、体育館の解体工事に向けて現地調査を委託しており、結果、現道では幅員が狭く搬出するのに支障を来すため、測量設計をお願いするものでございます。

13ページをお開きください。

工事請負費で121万円。こちらのほうは、ゆきげ館の壁など構造上の関係もありましてWi-Fiの入り非常に悪いということから、施設内に3か所増設をお願いしたいということでございます。

諸費5,000円の増。こちらのほうは防犯灯の設置事業補助金でございますが、4地区から申請が上がっておりまして、若干予算のほう足りないということでお願いするものでございます。

電算管理費165万円の減。こちらのほうは計算センター負担金ではありますが、額確定による減額でございます。

次に、総務費、徴税費、徴税総務費で738万7,000円の増でございます。報酬と、次のページの共済費、旅費につきましては、職員が7月から産休に入るため、会計年度任用職員の報

酬、保険料、通勤手当に係る経費について補正をお願いするものでございます。

13ページの給料、職員手当等につきましては、人事異動に伴う増となっております。

14ページ、総務費、選挙費、選挙管理委員会費で8万2,000円の増でございますが、職員の扶養要件、家賃の変更による増減となっております。

次に、総務費、統計調査費、統計調査費で65万4,000円でございますが、こちらのほうは、各種統計調査交付金の額確定に伴う増減となっております。報酬から、次のページの役務費までということでございます。

15ページの民生費になります。社会福祉費、社会福祉総務費で54万6,000円の増でございます。給料、職員手当につきましては人事異動による増でございます。繰出金で、国保特会事業勘定への繰出金で35万円の減となっております。

老人福祉費254万5,000円の減でございます。こちらのほうは介護保険特別会計繰出金と後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。

国民年金費201万6,000円の減でございます。給料、職員手当等につきましては人事異動に伴う減となっております。

次のページ、16ページに移りまして、民生費、児童福祉費、柳津保育所運営費と西山保育所運営費でございますが、柳津保育所運営費で13万5,000円、西山保育所運営費で43万3,000円の増。こちらにつきましては人事異動による増減となっております。

17ページをお願いいたします。

民生費、児童福祉費、児童措置費で14万5,000円の増でございます。こちらのほうは、歳入で申しあげました児童手当に係るマイナンバー情報の連携を図るためのシステム改修ということで、改修経費でございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で743万2,000円の減でございます。給料と職員手当等につきましては人事異動等に伴う減となっております。

予防費66万円の減でございます。こちらのほうは備品購入費でございますが、体組成計の購入経費でございますが、国民健康保険特会のほうのヘルスアップ事業の補助対象となったということから、一般会計のほうを落としまして、国保特会のほうへ予算の組替えを行うものでございます。

環境衛生費40万8,000円の減でございますが、こちらのほうは簡易水道事業特会への繰出金の減でございます。

18ページをお願いいたします。

衛生費、清掃費、塵芥処理費で3万8,000円の増でございます。報償費4,000円の増。これはリサイクル倉庫の鍵開閉業務に係る謝礼の増となっております。需用費3万4,000円の増でございますが、犬のふん害防止看板を作成したいということで、町民のほうから要望もありましたので、その経費でございます。委託料と使用料及び賃借料につきましては、予算の組替えでございますが、県の産廃最終処分場理解促進事業支援事業でございますが、当初業務委託料で予算を取っておりましたが、使用料に予算を組み替えるものでございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費15万9,000円の減でございます。給料、職員手当等、こちらは人事異動に伴う減となっております。

農業振興費で65万円の増。こちらは給料、職員手当等、人事異動による減となっております。

19ページをお願いいたします。

18の負担金補助及び交付金でございますが、振興作物推進事業補助金で10万円の増。こちらのほうは、カスミソウ栽培者4人が園芸用の支柱を整備する経費の半分を補助するものでございます。経営所得安定対策推進事務費補助金については、額確定による減となっております。園芸作物・花き産地力向上支援事業補助金につきましては、カスミソウなど新規作付や増反する方の種苗代、肥料代等に係る経費の半分を補助するものでございますが、当初見込みよりも増えたものでございます。担い手づくり総合支援事業補助金でございますが、こちらは歳入のほうで出てきましたけれども、ニンニク加工場の整備に伴う補助金でございます。

農地費で900万円の増でございます。県営事業であります柳津中南部に係る中山間地域総合整備事業が決定しまして、事業費の15%を負担するものでございます。

農村総合整備費で460万3,000円の増でございます。こちらのほうは農業集落排水事業特会への繰出金でございます。

中山間地域等直接支払事業費で3万円の増。こちらのほうは補助金確定による需用費の増となっております。

次に、農林水産業費、林業費の林業総務費68万円の増でございますが、こちらのほうは森林公園内の遊歩道の擬木柵でございますが、壊れているということで修繕に係る経費となっております。

林業振興費22万円の増でございますが、こちらは家賃の改定による増でございます。

20ページのほうに移りまして、委託料でございますが21万1,000の増となっております。

こちらのほうは、森林環境税交付金の増額に伴いまして、事業内容の再精査により委託料を増額するものでございます。

林道費で21万1,000円の減でございます。こちらのほうは、給料、職員手当等それぞれ人事異動による減となっております。

商工費、商工費、商工振興費で569万6,000円の増でございます。給料、職員手当等につきましては人事異動による減となっております。報償費600万円でございますが、こちらのほうは、コロナウイルスの影響によりまして収入が減少した事業所に対する応援金ということで第2弾の分でございます。

観光費497万8,000円でございますが、職員手当等につきましては家賃改定による増でございます。需用費につきましては新規採用職員に係る防寒着などの経費でございます。

21ページのほうに移りまして、印刷製本費8万4,000円でございますが、これは地域おこし協力隊の活動報告書印刷に係る経費でございます。修繕費35万6,000円につきましては、町民センターの男子脱衣所の床修繕と混合栓の修繕代となっております。委託料で69万1,000円減でございますが、建築物定期報告委託料ということで、町民センターの防火設備定期検査でございますが、令和元年度から毎年になったということで、今回計上させていただいております。

次に、業務委託料301万4,000円の減でございますが、こちらのほうは、東京の浅草ビルのほうで予定しておりました「浅草まるごとにつぼん」のブース出展販売に係る委託料301万4,000円を使用料と負担金へ予算の組替えを行うものでございます。

次のまちづくりビジョン検討支援委託料ということで224万円でございますが、歴史的風致維持向上計画の策定に係ります前段として、資料の作成やまちづくりのための模型を作製する委託料となっております。

次に、使用料及び賃借料でございますが、その中の土地賃借料につきましては、清柳苑に係る土地賃借料となっております。

負担金補助及び交付金で143万7,000円でございますが、この中の柳津観光協会運営補助金でございますが71万1,000円の増でございます。こちらのほうは観光協会の事務局長に係る人件費分で、当初見込んだ金額よりも増額となったということで補正をお願いするものでございます。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費で56万5,000円の減でございます。こちらのほうは、給料、職員手当等ということで、人事異動による減でございます。



22ページに移りまして、土木費、都市計画費、下水道費で56万円の減でございますが、下水道事業特別会計繰出金の減でございます。

消防費、消防費、非常備消防費で269万3,000円の減でございます。こちらのほうは、職員手当等から18の負担金補助及び交付金まで全て新型コロナウイルスの影響によりまして各種会議、大会、検閲、パレード、ポンプ操法など中止によるものでございます。

防災費で126万5,000円の増となっております。こちらのほうは、防災無線の電波の入りが悪い世帯の対応ということで、屋外にアンテナポールを設置する分の対応経費でございます。

23ページをお願いいたします。

広域消防費で、こちらにつきましては財源補正となっております。

教育費、教育総務費、事務局費で76万円の増でございます。こちらのほうは、給料、職員手当等ということで人事異動等による増となっております。

次に、教育費、小学校費の柳津小学校教育振興費で8万6,000円の増でございます。こちらのほうは、会計年度職員が決定したことによる通勤手当分が増額になったものでございます。

24ページをお願いいたします。

教育費、中学校費、会津柳津学園中学校教育振興費で5万9,000円の増でございます。こちらでも会計年度任用職員の確定により通勤手当が増額となったものでございます。

教育費、社会教育費、社会教育総務費で100万1,000円の減でございます。給料、職員手当等につきましては人事異動による増でございます。報償費と需用費につきましては、6月1日に予定しておりました舞台鑑賞会が新型コロナウイルスの影響で中止となり減額するものでございます。委託料の104万円につきましては、海外派遣事業が中止になったために、代替の事業としまして、中学3年生全員を対象に天栄村にありますブリティッシュヒルズのほうで英語のレッスンをを行う経費ということでございます。負担金補助及び交付金で580万円の減でございますが、これは海外派遣事業が中止になったということで補助金のほうを減額するものでございます。

25ページをお願いいたします。

教育費、社会教育費、美術館管理費で709万5,000円の減でございます。報酬につきましては会計年度職員の確定による増となっております。給料と職員手当等につきましては人事異動による減となっております。旅費につきましては、こちらでも会計年度職員の確定による通勤手当の減となっております。

次に、教育費、保健体育費、保健体育総務費で32万9,000円の減でございます。こちらのほうは、報償費と、次のページの需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金につきましては、コロナウイルスの影響によりまして、博士山開き、飯谷山の山開き、町民ソフトボール大会、町民ゴルフ大会、県民スポーツ両沼大会の中止による減となっております。旅費につきましては会計年度職員の確定による通勤手当の増となっております。

26ページの学校給食費で4,000円の増でございますが、こちらも会計年度職員の確定による手当の増となっております。

運動公園管理費で8万5,000円の減でございますが、こちらのほうは、B&G東北ブロック総会がコロナウイルスの影響によりまして中止になったため減額するものでございます。

予備費で3,278万5,000円の増でございます。

32ページをお開きください。

議案第61号「令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」でございます。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ163万9,000円を追加し4億9,825万9,000円とするものでございます。

なお、施設勘定につきましては歳出補正のみとなっております。

37ページをお開きください。

歳入でございます。

国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税で100万円の減でございます。こちらのほうは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が減少したことなどによる国保税の減免分を見込んだものでございます。なお、この減免分の収入減につきましては、国と県から全額入ってくるものでございます。

国庫支出金の国庫補助金、国民健康保険災害等臨時特例補助金で60万円の増でございますが、これが先ほど減収した分の60%分でございます。

次に、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金で238万9,000円の増でございますが、普通交付金で51万円の増、特別交付金で187万9,000円の増でございます。この特別交付金の中に先ほど申し上げました保険税の減税分40%が交付金で出てくるものであります。

次のページをお願いいたします。

一般会計繰入金で35万円の減でございますが、人件費等の繰入金でございます。

39ページをお願いいたします。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費で219万7,000円の減でございます。報酬と職員手当の中の会計年度任用職員期末手当、それから共済費の社会保険料、雇用保険料、それから旅費につきましてはレセプト点検に係る部分でありますけれども、交付金の対象となることから、この分については次ページの4款保険事業費へ予算の組替えを行うものでございます。

給料、職員手当、共済費につきましては、主に職員の人事異動と共済費の率の改定による増減でございます。

40ページをお開きください。

保険給付費、一般被保険者療養諸費、一般被保険者療養費で51万円の増でございますが、こちらのほうは、社会保険から国保へ加入する手続をしないまま医療機関を受診したため、組合のほうから返還請求が来たため補正するものでございます。

保健事業費、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費で332万6,000円でございますが、こちらのほうは、先ほど総務費のほうで説明した一般管理費から特定健康診査等事業費への予算の組替え分でございます。

備品購入費で66万円でございますが、一般会計のほうでご説明しました体組成計の購入経費でございますが、交付金の対象となるということで、こちらのほうに予算の組替えを行っております。

47ページをお開きください。

施設勘定の歳出になります。

総務費、施設管理費、一般管理費で7万2,000円の増でございます。報酬23万4,000円につきましては、採用となりました会計年度任用職員の確定による増となっております。職員手当等と共済費につきましては、負担率改定による減と会計年度職員の社会保険料等の増でございます。需用費につきましては、診療所の廊下、玄関の照明でございますが、LED化をしたいということでございます。備品購入費12万1,000円でございますが、こちらのほうは、医師の控室でございますが、テーブル1台と椅子5脚分の経費でございます。

予備費で7万2,000円を減額するものでございます。

53ページをお開きください。

議案第62号「令和2年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ218万7,000円を減額し5,411万3,000円とするもので

ございます。

58ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金で218万7,000円の減でございます。こちらのほうは、人事異動に伴います繰入金の減となっております。

59ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費で218万7,000円の減でございます。こちらのほうは全て人事異動による給料、職員手当、共済費の減となっております。

64ページをお開きください。

議案第63号「令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算（第2号）」でございます。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ4万円を追加し5億5,004万円とするものでございます。

69ページをお開きください。

歳入でございます。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料で100万円の減でございます。こちらのほうは、新型コロナウイルスの影響で収入が減少したことなどによります被保険者の保険料減免を見込んだものでございます。

なお、この分につきましても調整交付金で全額歳入として入ってくるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金で39万8,000円の増でございますが、介護保険システム改修費用に対します補助金でございます。

特別調整交付金で100万円でございますが、こちらのほうが減額した分の保険料が入ってくるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金で35万8,000円の減でございますが、これは人事異動による繰入金の減となっております。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費で32万6,000円の増でございます。職員手当、共済費につきましては率改定による減となっております。委託料で68万4,000円の増でございますが、介護保険システムの改修委託料でございます。

予備費、予備費、予備費で28万6,000円の減となっております。

75ページをお開きください。

議案第64号「令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ40万8,000円を減額し1億7,589万2,000円とするものでございます。

80ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で40万8,000円の減でございます。人件費の減額に伴います繰入金の減となっております。

次のページをお開きください。

歳出になります。

簡易水道事業費、簡易水道事業費、簡易水道事業費で40万8,000円の減でございます。職員手当、共済費とも負担率の改定に伴う減となっております。

86ページをお開きください。

議案第65号「令和2年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ460万3,000円を追加し、それぞれ8,530万3,000円とするものでございます。

91ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金460万3,000円の増でございます。人事異動によります一般会計からの繰入金の増でございます。

次のページをお開きください。

総務費、総務管理費、施設管理費で468万8,000円の増でございます。給料、職員手当、共済費、こちらについては人事異動による増でございます。需用費で8万5,000円の増でございますが、当初予算で修繕費を計上しておりますけれども、県道のマンホールの修繕のため誘導員を設置しなくてはならないということで、今回計上させていただいております。

予備費でございますが、8万5,000円の減ということでございます。

97ページをお開きください。

議案第66号「令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ77万6,000円を追加し7,827万6,000円とするものでございます。

102ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で56万円の減でございます。こちらのほうは、人件費の減額に伴う繰入金の減となっております。

繰入金、基金繰入金、基金繰入金で133万6,000円の増でございます。こちらのほうは、マンホール修繕費用に係る分を基金を取り崩して繰入れするものでございます。

次のページをお開きください。

歳出になります。

総務費、総務管理費、施設管理費で77万6,000円の増でございます。職員手当、共済費につきましては負担率の改定に伴う減となっております。需用費133万6,000円の増でございますが、こちらのほうはマンホールの修繕箇所が当初予定よりも1か所増えたということで増額の補正をお願いするものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議いたします。（午前10時57分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

○議長

これより質疑を許します。

5番、岩渕清幸君。

○5番

それでは、1点だけ質問させていただきます。

ページ22、消防費の防災費の中で、工事請負費の機器設置工事ですが、一昨年、昨年と2年間において防災無線のデジタル化工事が実施されたわけであり、それに伴ってデジタル化が全戸できたものと認識しておりました。先ほどの説明によれば、受信感度が悪いところに屋外のアンテナを立てるといような説明だったと思いますが、昨年度末で完了したはずの

工事にまだこれだけの予算をつけるということはなかなか納得しがたいものがある。業者の瑕疵責任等についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

こちらのほうは、議員おっしゃるとおり2年間で整備しておりまして、令和2年3月に工事のほうは終了しております。その後、各家庭のほうから、世帯のほうからどうしても電波の入りが悪いということで話がありまして、今のところ三十数件なんですけれども、ちょっと多めに見込んで50件ほどは見ております。

業者の瑕疵責任ということでございますが、実際、アンテナを立ててみないとわからないというところがあって、こういった結果になったのかなというふうには感じております。

答弁になっているかどうかちょっとわからないんですけれども、以上であります。

○議長

業者の責任ということについての協議というのはなされましたか。業者と。

総務課長。

○総務課長

業者との打合わせ、確認ということでございますけれども、担当のほうでやっていると思われまます。

以上であります。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

昨年度の工事においてこれが実施されれば、国県の補助もあったわけでございます。さらに、受給率が50%未満だったということで、工事費も大幅に減額になる可能性があった。そういうことを考えると、少し甘かったかなというふうに考えます。事情が、3月末の竣工検査までにそういう情報が入ってこなかったという事情は多少鑑みても、やはり一筆業者に書かせるとかというようなことも考えておくべきではなかったのかと。業者はやれば終わりということではなく、やはり責任を最後まで持つというのは当然のことであるので、その辺について一言あればお伺いしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

議員おっしゃるとおり、こういったことになる前に業者のほうと確認をしておけばよかつたなということで今考えているところでございます。

以上であります。

○議長

5番、岩渕清幸君。

○5番

この防災無線に関したことばかりではなく、町で発注するいろいろな工事あるいはそういうものについても全てそういったふうなことも考慮していかなければいけないのではないかと。例えば、私の経験からいえば、のり面の吹きつけ工事などは、施工しても来年度芽が出なければもう1回吹きつけるよというような念書をもらうというようなことも実際あったわけでございますので、そういったこともルールとして、これから建設課長を中心にルールとしてつくっていただきたいというふうに思い、そこをお願いして終わります。

○議長

答弁もありますか。（「答弁ありません」の声あり）

ほかにもございませんか。

6番、松村 亮君。

○6番

私のほうからは、21ページ、商工費の18番、負担金補助及び交付金、柳津観光協会運営補助金（強化対策）71万ということで、先ほどのご説明では事務局長の人件費の増額、当初見込んだ分よりアップをしているということのご説明であったと思うのですが、もう少し細かく内訳をお聞きしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、松村議員のご質問にお答えいたします。

観光協会の運営補助ということで強化対策ということで上げさせていただいております。



こちらについては、総務課長からもありましたとおり、事務局長の分の経費でございますが、当初予算編成時におきまして、まず前任者の事務局長と同額という形で予算化させていただきました。その中身については、まず、前任の事務局長は1か月当たりの勤務日が15日という定めで勤務していただいております。今回新たに就任されました事務局長につきましては、本年3月まで現役ということで活躍されていた方でもありまして、今後、令和3年、4年と実施されます丑寅まつりの準備も今後事務も増えていく中でございます。そのような中において、15日ではなく月21日勤務していただくということで今回の補正という形でお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

勤務日数が違うということで、それについて増額をしているということだと思んですけども、観光協会が事務局長を招聘するに当たって、前段でそういうところをきちんとまとめた上で交渉していないということがすごく疑問であって、それを町がこういった形で追っかけて予算を取ってその方に払っていく必要があるのかどうかちょっと私は疑問であるんですけども、お金を出す側のほうとして、観光協会にこういった指導をされているのか伺いたいです。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

昨年につきましては、年度途中で辞めたという前任者の割増の後の新たに就任された方も1週間という短い間でございましたが退任しております、それも年度末近くになってきたという部分でございます。それから、いろいろ探してはおったんですが、観光協会のほうでも探しておりました。その当時は実際誰も見つからなかったというのが現状でございます。予算的には据置きという形で町のほうでも取らせていただきましたが、実際2月末くらいになってから本格的にこのような人がいるんだけれどもという話になったんですが、そのころはもう予算部分、段々と編成は終わってございますのでなかなか間に合わなかった。実際確実にこのような方ということも実際分かりましたのが3月も半ば過ぎになってございます。それから4月になってからの契約ということでございますので、今回の補正に至ったわけで

ございますが、なるべく早い段階でのそういった部分の情報があればいただきたいという形では観光協会においては指導という形ではしてございます。

以上でございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

内容はよく分かりました。来年度の丑寅、そして東北DCなんかも見据えまして、町長も議長も年頭から今年は準備の年であるというような話を常々されていると思います。すごく必要なことだと思うので、必要なことにお金を使っていただくのはいいと思っているので、その部分、関係団体にこうしてお金を出す側として、今後も厳しく正しく指導を町のほうにお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第60号「令和2年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第61号「令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第62号「令和2年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第63号「令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第64号「令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第65号「令和2年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第66号「令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定する

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第12、議案第67号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第67号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由を説明いたします。

本件は、二瓶俊一氏が令和2年6月30日をもって任期満了となることにより、提案するものであります。

◇ ◇ ◇

○議長

暫時休議します。(午前11時24分)

○議長

再開します。(午前11時25分)

◇ ◇ ◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました。

住所、福島県河沼郡柳津町大字柳津字檀ノ下320番地9、氏名、二瓶俊一、生年月日、昭和31年11月20日生まれの選任につき、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第67号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

日程第13、議案第68号「スクールバスの購入について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第68号「スクールバスの購入について」提案理由を説明いたします。

本案は、スクールバスの購入契約を締結したいので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては教育課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第68号「スクールバスの購入について」補足説明させていただきます。

本スクールバスの購入は、琵琶首線であります。本路線は、公共交通機関としての会津乗合バスの運行路線外であるため、柳津町の町民バスといたしまして、スクールバス機能と一般住民利用機能を兼ね備えた形での運用を行っております。購入路線の現有バスは平成22年9月に購入し、購入後およそ10年を迎えるところでございますが、5月28日現在で走行距離はおよそ32万5,000キロ、また、経年劣化により年々修繕費がかさむ傾向となっており、さらにスクールバスとしての安全性が担保できない状況となりつつあることなどから、車両を更新し、遠距離通学児童生徒の通学条件の緩和を図っていくものであります。

スクールバス購入につきましては、下記のとおり購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記

1、購入の対象 スクールバス（29人乗り）

2、契約金額 1,021万6,930円

3、契約の相手方 福島県河沼郡会津坂下町大字福原字長泥8番地 株式会社平和総合企業代表取締役杉原 稔

4、契約の方法 指名競争入札であります。

以上で議案第68号の補足説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

8番、荒明正一君。

○8番

このメーカーの車というものはこれまで購入したことがあるんですか。初めてですか、このことの契約は。

○議長

答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長

それでは、今の質問にお答えいたします。

車種選定理由といたしまして3つほどあります。1つ目につきましては、柳津町につきましては降雪期により安全運転という形でバスを利用しているために、4駆、四輪駆動自動車

のバスということでございます。このバスにつきましては、4駆を製造しているメーカーにつきましては、今三菱自動車、三菱ふそうだけが作製しているところでございます。また、バスの運行につきましては、今と同じバスでございます。バス運行につきましては外部委託を行っておりますので、毎年委託業者が替わりまして、運転手につきましても、運転手が替わりましても安全に走行できるようにということで同車種のものでございます。

また、車種の選定に当たりましては、やはり現在の乗車状況や道路状況を考慮いたしまして、29人乗りを選定したところでございます。

以上でございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

私が聞いているのは、今までにこのメーカーのバスを買ったことがあるんですか。

○議長

契約の相手方のことですか。（「そうです」の声あり）

再答弁。教育課長。

○教育課長

今までも同じ車でございます。同じ業者で同じ。三菱ふそうしか4WDのバスは造っておりませんので、そこからの購入となっております。

以上です。

○議長

この平和総合企業というところは、今までも取引あるんですかということです。

教育課長。再答弁。

○教育課長

企業につきましても、今までも実績はございます。

以上でございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

分かりました。

○議長

ほかにございせんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第68号「スクールバスの購入について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第14、報告第1号「令和元年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第1号「令和元年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」報告をいたします。

本報告は、地方自治法及び同施行令の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第1号「令和元年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」ご説明申し上げます。

12ページをお開きください。

まず、柳津町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

合計の欄でございますが、16件で3億1,160万1,000円とありますが、これにつきましては、3月議会で繰越明許費として議決をいただいた15件、3億852万1,000円と、3月31日専決の1件、308万円の合計で、16件、3億1,160万1,000円となったところでございます。翌年度



繰越額といたしましては3億997万4,000円となりまして、162万7,000円の減額となったものでございます。

その変更になった部分のみご説明申し上げます。

前の11ページをお開きください。

下から4行目の土木費、道路橋梁費、道路新設改良事業で797万4,000円だったものが、精査によりまして49万7,000円減額となり747万7,000円となったものでございます。

12ページをお開きください。

上から4行目の災害復旧費、町単独災害復旧費、町単現年農地災害復旧事業で295万7,000円だったものが、一部令和元年度中に竣工したことにより113万円の減額となり182万7,000円となったものでございます。

次に、柳津町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

13ページをお開きください。

合計の欄でございますが、3月議会で繰越明許費として議決をいただいた総額が1件、金額で1,750万円でありまして、翌年度繰越額につきましても1,750万円と同額となっておりますので、内容に変更がございませんので説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第15、報告第2号「会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第2号「会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について」別紙のとおり報告をいたします。

本報告は、会津若松地方土地開発公社理事長より経営状況の報告があったので、地方自治法の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第2号「会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について」ご説明申し上げます。

お手元に配付の決算書、1ページをお開きください。

令和元年度 会津若松地方土地開発公社事業報告書であります。

概況としまして、総括事項であります。まず用地の取得及び処分でございます。用地の取得につきましては、令和元年度は実施しなかったということでございます。用地の処分については、道路整備事業用地を売却し、その面積は1,269.16平米、売却金額は333万6,579円となったものであります。

次に、収益費用でございますが、収益合計が345万2,066円に対して、費用合計が1,361万5,521円で、差引き1,016万3,455円の当期純損失を計上されたところであります。

債務額といたしましては、令和元年度末で債務額は1,607万5,279円となっております。

なお、柳津町におきましては、会津若松地方土地開発公社を利用しての土地取得については実施しておりません。

また、決算書の詳細につきましては6ページ以降に記載がありますので、後ほどご覧いただければと思います。あわせて、土地開発公社の令和2年度予算書につきましても別冊で来ておりますので、ご覧いただければと思います。

以上で報告を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、追加日程第1、議案第69号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、追加日程第2、議案第70号「令和2年度柳津町一般会計補正予算」、追加日程第3、議員提出議案第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」、これを追加し、

議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることといたします。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第1、議案第69号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第69号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症による地域経済の厳しい状況に鑑み、私と副町長及び教育長の6月分の期末手当を減額するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第69号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」補足してご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加えるものでございます。

令和2年6月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは、町長に支給するものにあつては「100分の132」と、副町長及び教育長に支給するものにあつては「100分の148.5」とするものであります。

この改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が地域経済に大きな影響を与えていることを踏まえまして、令和2年6月に支給します町長の期末手当については20%、副町長、教育長につきましては10%をそれぞれ減額するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長

これより質疑を許します。

8番、荒明正一君。

○8番

これはたびたび、この税収のものは出てくると思いますが、町長は分かります。副町長も分かります。ただ、私がちょっと思うのは、教育長が副町長と同じあれで下げなければならぬ、そういう何か決まりというものがあるのかどうか。また、ほかの町村でもこういう比率というかそういうあれになっているんですか。それをお伺ひいたします。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

教育長の期末手当の減額を10%と、副町長と同じにする決まりがあるのかということですが、こちらにつきましては、両沼管内で足並みをそろえてという話がございましたので、今回こういった形を取らせていただきました。

以上でございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

一つ私が考えるのは、町長、副町長は分かりますが、教育長は教育に関する担当をしているわけですね。であるならば、何でかんで同じでなくてもいいんじゃないか。ただ公民館も入ることになると大きく広げようになるのでやむを得ないのかなという感じはするわけですが、そういう考えはどうか。

○議長

町長。

○町長

教育長も町の三役でございます。今回の減額するということについては、今回のコロナに当たって売上げが下がって非常に困った町民がいらっしゃる。その町民に寄り添う、また痛みを分かち合えたらという思いもありますので、そういった意味で教育長も一緒に減額という形にさせていただいたということでございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

金額とかそういうことについて反対するという事ではないんですが、そのような考え方が、仕事の内容が若干違うところがあるんじゃないかということでもありますので、ひとつ考えていただければよろしいかなというふうに思います。以上です。

○議長

8番、荒明議員に申し上げます。今上程しているものをこれから再検討して再び上程ということはございませんので。今執行部から説明のあったとおり、これは両沼7町村での申合せ、そして三役に適用、そして8番、荒明議員が先ほどおっしゃったように、教育長というのは教育だけに限らず、公民館、広い分野で担っているという観点から三役ということでございますので、ご理解をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○8番

それは分かります。

○議長

ほかに。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第69号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

追加日程第2、議案第70号「令和2年度柳津町一般会計補正予算」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第70号「令和2年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症による地域経済の厳しい状況を鑑み、私と副町長及び教育長の6月分の期末手当を減額する歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第70号「令和2年度柳津町一般会計補正予算（第4号）」について、補足してご説明申し上げます。

なお、この補正予算につきましては、先ほどご提案しました条例の一部改正に伴いまして、町長、副町長、教育長の期末手当を減額する内容となっております。

6ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費で39万4,000円の減でございます。これにつきましては、町長の期末手当20%と副町長の期末手当10%減額によるものでございます。

教育費、教育総務費、事務局費で10万6,000円の減でございます。こちらにつきましては、教育長の期末手当10%減額に係る補正内容でございます。

予備費で50万円の増ということでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第70号「令和2年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第3、議員提出議案第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」は、内容を具備しており、先ほど総務文教常任委員長より採択の報告がありましたので、説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、令和2年第2回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、誠にお疲れさまでございました。（午前11時53分）



会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 伊藤 昭一

同 議員 荒 明 正 一

同 議員 鈴木 吉 信

同 議員 齋 藤 正 志